

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部改正について

平成 19 年 11 月 6 日
経 済 産 業 省
製造産業局化学物質管理課
オゾン層保護等推進室
環 境 省
地球環境局環境保全対策課
フロン等対策推進室

1. 改正の趣旨

1987年、国連において、オゾン層の破壊をもたらす物質の生産や輸出入に対し、国際的に共通の規制を設けることを内容とする「モントリオール議定書」（以下「議定書」という。）が採択された。

我が国も議定書の締約国であり、その担保法令として、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（以下「法」という。）及び「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」（以下「施行令」という。）が定められている。

2007年9月に「第19回モントリオール議定書締約国会議」が開催され、現在期限付きで規制対象外とされている物質について当該期限の延長を行うこと等が決定された。これを踏まえ、議定書の適確な実施を確保するため、施行令中の特定物質を定める規定について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 指定特定物質に係る例外措置の時限の延長

臭化メチル以外の指定特定物質^(注)について、試験研究及び分析に用いる場合に限り製造量抑制の例外とする暫定措置の期限を、現在の平成19年12月31日から平成23年12月31日まで延長する。

(注) 規制対象物質のうち、施行令で定める特定の用途（特定用途）に用いる場合に限り、製造量抑制の例外となる物質。

(2) 暫定的に指定特定物質とされる物質の追加

(1) の暫定措置の対象に、ハイドロブロモフルオロカーボン及びブロロクロモタンを追加する。

(3) 臭化メチルの特定用途の追加

臭化メチルの特定用途に、平成23年12月31日までの暫定措置として、現行の貨物の輸出入時の検疫に加え、次の①～③を追加する。

- ① 大気中の臭化メチルの濃度又は物品・植物に混入し、若しくは付着している臭化メチルの量の測定
- ② 当該測定に用いる計量器の校正
- ③ 次の(i)～(iii)の試験研究
 - (i) 臭化メチルの毒性に関するもの
 - (ii) 臭化メチルとその代替物の効果の比較（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）
 - (iii) 臭化メチルを合成実験の試薬として使用するもの（当該臭化メチルが破壊されるものに限る。）

3. 今後のスケジュール

公布：平成19年12月下旬

施行：公布の日